

シンガポール日本人学校(中学部)P . T . A . 内規

この内規は、中学部P T Aが規約に従い会を運営するにあたり、より円滑な運営を目的として作成されるものである。

シンガポール日本人学校中学部P . T . A . 規約の補足説明

規約第6条（役員を選出）の補足

- a) 役員とは四役（会長1名、副会長2名、内1名は学校側、書記1名、会計1名）と選挙管理委員長を含む各学級委員2名（学年部役員1名、専門部役員1名）を指す。
- b) 役員を選出とは、立候補、投票選挙も含め、役員会の発足から、解散時までの役員を選出方法を指す。

規約第7条（役員の任期）の補足

規約第4条（会の運営）では、役員の権限は総会によって付与されるものであるが、旧役員の年度末の本帰国等の当地現状を鑑み、役員の任期を、4月1日から翌年の3月31日とする。但し、旧役員は次年度総会まで、新役員に協力する。

規約第13条（役員会）の補足

役員会とは、2ヶ月間に1回以上開催される定例会役員会と、会長が必要と判断し招集する臨時役員会を指す。

- a) 議事採決は、役員会出席人数の3分の2の賛成をもって可決とする。
- b) 議決には、議長を除く三役も加わる。
- c) 役員会準備会の設置
 - ① 四役、各学年部委員長および各専門部部長で構成する。
 - ② 役員会の活動方針を含む、諸々に関して役員会の準備段階の話し合いを目的とし、会長が随時招集する。
 - ③ 当会は、次年度役員に対する業務引継ぎ機関としての、中心的な役割を果たす。
 - ④ 当会は、年次末反省会をもち、次年度役員準備会に活動内容を引き継ぎ、総会開催時まで運営に協力する。

規約第16条（会計）の補足

- a) 慶事（結婚、出産等）

祝い金は出さない。
- b) 弔事

会員本人およびその配偶者、中学在籍生徒、現地採用教員が亡くなった場合、その遺族に対し香典を出す。 金額S \$ 200

ローカルスタッフについては、金額も含めて随時話し合い、役員会の承認を得て決める。

P T A内規の改正、追加、削除について

上記にかかる必要が生じた場合は、役員会出席人数3分の2の賛成をもって承認、発効する。

以上

平成10年12月 1日より施行
平成14年 3月 6日に改定、施行
平成15年 3月 5日に改定、施行
平成16年 3月 3日に改定、施行
平成16年 9月 8日に改定、施行
平成19年 6月 5日に改定、施行

平成21年 7月15日に改定、施行
平成22年 2月24日に改定、4月施行
平成22年11月 3日に改定、翌年4月施行
平成25年 1月10日に改定、施行
平成26年11月18日に改定、施行
平成29年11月 7日に改定、施行